

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

高遠城跡は公園として活用されることで、保存が図られてきた反面、公園環境を整えるために史跡としての本質的な価値が失われてしまった部分もあります。廃城以前の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握した上で、可能なものに関しては、江戸時代末期の姿を目指して整備を進めることとしますが、当面は遺構の保存に影響を与えている箇所を優先的に実施し、史跡を確実に保存することを基本とします。

本計画で整理した課題に対応するための整備について、既存の整備基本計画を見直し、新たな整備基本計画を策定した上で、事業を計画的に実施します。

1 保存のための整備の方向性

史跡高遠城跡を確実に保存し、後世に引き継いでいくため、日常的な維持管理を適切に行い、変化や異状の把握に努め、早急な整備(修理)が必要となっている箇所、将来的な整備が必要となる箇所を整理し、危険度の高い箇所から優先的に整備を実施します。

2 活用のための整備の方向性

史跡高遠城跡の歴史的景観の向上や、本質的価値を来訪者に伝え理解を促進するための遺構整備や復元整備については、各種調査を実施し調査成果を踏まえて段階的に実施します。都市公園として、市民の憩いの場や観光拠点としての利便性に配慮し、公開活用のために必要な施設の維持管理や整備を計画的に実施します。

第2節 整備の方法

1 主として保存のための整備の方法

(1) 進徳館の保存修理 (位置図1-1)

建物や外構において、保存管理や公開活用に必要な箇所の修理を実施します。特に茅葺屋根葺き替え工事から20年以上を経過し、傷みが進行しているため、葺き替え工事を実施します。

(2) 旧大手門(移築門)の保存修理 (位置図1-2)

旧来の位置が民有地であること、枳形を含め廃城以前の構造が不明確であることか

ら、当面は現地における保存活用としますが、耐震化を含めて検討し、現状を維持するための保存修理工事を行います。

(3) 三ノ丸斜面の樹木伐採、崩落防止工事 (位置図1-3)

倒木等により遺構の破損につながる樹木の伐採を実施し、広葉樹への樹種転換を図ります。伐採後、土砂流出や崩落の恐れがある場所については、崩落防止工事の実施に向けて検討を行います。

(4) 本丸虎口の整備 (位置図1-4)

一部破損し、崩落の恐れがある本丸虎口付近の石垣について、廃城時の遺構の残存状況を調査で確認し、整備方法を十分に検討した上で修理工事を実施します。

(5) 建築物や構造物の撤去・移転 (位置図1-5)

第7章第2節2で整理したとおり、その他の要素の内、史跡の保存管理や安全管理、景観上問題がある建築物や構造物の撤去や移転を進めます。

(6) 史跡境界標の設置 (位置図1-6)

史跡としての保存を継続的かつ確実にするため、文化財保護法第115条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡指定地の範囲を示す境界標を設置します。

(7) 太鼓櫓の修理方針の検討と実施 (位置図1-7)

笹曲輪の公開や太鼓櫓の保存に向けて、太鼓櫓の修理と方法を検討します。工法検討時には、地下遺構への影響を見極めるため、必要に応じて発掘調査を実施します。

(8) 三峰川沿い南急崖の安全対策(防災対策工事の検討) (位置図1-8)

土砂崩落や岩盤崩落、落石等が懸念される箇所について、安全を確保する上でも、擁壁修理や安全対策工事の実施を検討します。県有地においては、長野県(伊那建設事務所)と連携協議の上、実施時期や工法等検討を進めます。

(9) 日常管理、点検で把握された箇所の修理

日常的な管理や点検において、史跡保存のために早急な対応が必要となる箇所が把握された場合は、修理等必要な措置を行います。

2 活用のための整備の方法

(1) 南曲輪の庭園整備の検討 (位置図2-1)

絵図や文献史料に基づき、庭園の残存遺構を確認するための発掘調査を実施し、調

査結果により整備に向けた検討を行います。

(2) 公有化実施箇所の整備 (位置図2-2)

中堀や三ノ丸等、公有化を行った箇所の適切な管理を行うとともに、遺構等を分かりやすく伝える看板等を設置します。長期的な取組として、将来的な整備に向け、遺構確認調査を実施します。

(3) 動線計画に基づいた園路整備の検討実施

整備基本計画において立案する動線計画に基づき、史跡全体の見どころ(本質的価値を構成する要素)を回りながら高遠城跡の特徴を体感できる園路や、公園の歴史に触れる園路の整備とその方法を検討し、必要箇所の整備を行います。

(4) 案内板や解説板等の整備

整備基本計画において立案する動線計画や、別途作成するサイン計画(標識等サイン整備の基本的な方針)に基づき、史跡内に設置されている案内板、説明板、誘導標識の計画的な更新や整備を行います。整備の際にはQRコードを入れるなど、ICT(情報通信技術)を活用した情報提供の方法も含めて検討します。

(5) 公開、維持管理に必要な施設の整備

快適な見学環境を提供するため、整備基本計画において立案する動線計画に基づき、史跡や公園の利活用に必要な既存の園路やトイレ等の便益施設、管理施設(ゲートや資機材の保管施設)の改修、整備を行います。

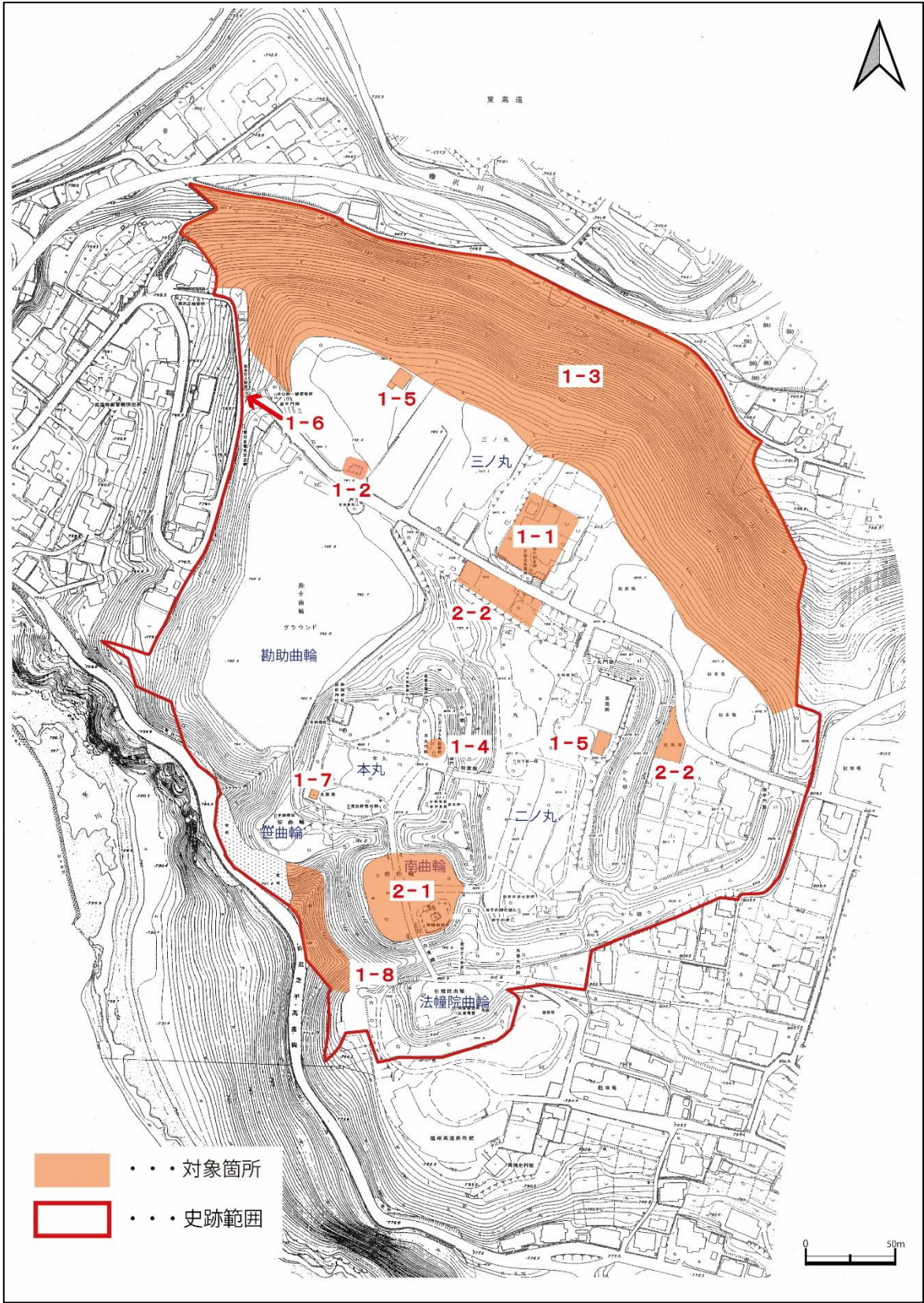


図. 整備対象箇所位置図